

議員提出議案第 二 号

三朝町議会議員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会議員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成元年九月二十七日

提出者 三朝町議会議員 西村 武津美

賛成者 三朝町議会議員 田 栗 公 雄

賛成者 三朝町議会議員 平 井 一 義

賛成者 三朝町議会議員 石 山 利 男

平成元年九月二十七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和六十二年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

名称	定数	所管
総務 常任委員会	六人	総務、財務、企画及び温泉会館に関する事項並びに他の委員会に属しない事項
産業建設 常任委員会	六人	農林、建設及び観光商工に関する事項
教育民生 常任委員会	六人	文教、民生、簡易水道、上下水道及び温泉配湯に関する事項

附 則

この条例は、平成元年十一月十八日から施行する。